

なうことにしています。所得増大、経営安定の一つの方法としても、業者の方の積極的な利用をお願いするものです。最後にこのセンターで実施する試験研究項目をおしらせして、九州で初めての施設の紹介を終わります。

○試験研究項目

- 1 ワカメの種苗培養研究
- 2 優良種苗の早期生産研究
- (1) 早期採卵の研究
- (2) 卵からポストラーバまでの生産歩留り向上の研究
- (3) ポストラーバから稚エビ・あるいは成エビまでの効果的飼育の研究
- 1、時期別の高効率飼料の選択試験
- 2、高密度飼育試験
- 3、省力飼育法の研究
- 4、より小形種苗からの養成飼育試験
- 3 その他の水産動物種苗の生産研究
- 4 餌料生物の大量培養研究
- (1) スケレトネマ培養に関する研究
- (2) スケレトネマ以外の珪藻培養に関する研究
- (3) クルマエビ飼育水に関する研究
- (4) 動物性餌料の研究

職員メモ集

住民の方との話のたねに、あるいはご質問をうけたときの参考にしたいため、県や各県又は在熊官公庁等広報連絡協議会からの便りを集めて、ここに掲載しました。

河川課

◎新しい河川法のはなし

ご承知のように河川は、農業用水、上水道用水、発電、漁業等いろいろの面で私達に奉仕し、生活に役立っています。

反面洪水時におけるその惨禍も決して忘れることはできません。したがって河川の管理者(あとで説明します)は、河川による災害の発生防止とその適正な利用のために、積極的に河川の工事を行なうと共に、河川の総合的な管理を行なっているものです。

このように河川についての適正な管理を行なう目的のもとに定められたものが河川法です。

ではこんどの新しい河川法は、どのような点が変ったのでしょうか。その主な点をおしらせしますと、つぎのとおりです。

一年間の生産所得が、従業員一人当たり僅かに八万円——この数字は、熊本県の沿岸漁業の生産性の低さを最も雄弁に訴えています。

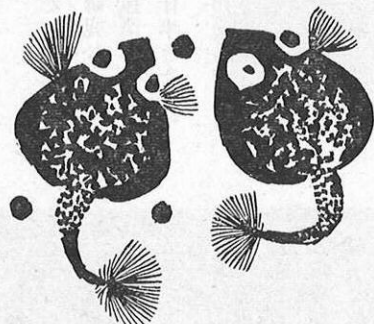
この低い所得額を、十年後の昭和四十八年には、三倍を上廻る二十五万円にまで引き上げようという計画があります。これが沿岸漁業構造改善計画です。この計画は大きくわけて、三つの事業を実施しようとしています。

その一つは「漁場改良造成事業」といわれるもので、具体的には、わかめやイセエビの繁殖をはかるために、海中に石を投げ入れる築磯事業、穴のあいた一米立方のコンクリート・ブロックを沖合に沈めて魚のアパートを作る魚礁設置事業をやるというものです。

次に、魚礁設置事業を大型化した大型魚礁設置事業です。これは、一カ所に前記のコンクリート・ブロックを、二五〇〇個以上投入するもので、その利用者の範囲も五漁協以上の地域にわたるものとなっています。これらの事業は四十六年までの長期計画が樹てられています。

もう一つは「経営近代化促進対策事業」と呼ばれているもので、四十二年までの長期計画が樹てられており、その内容は大体つぎの五つの事業にわかれています。

□漁業構造改善事業について



県政歳時記より

- (1) のり養殖漁場を改良するとともに、さらに養殖適地の開発を進めて、漁場の拡大をはかる。
 - (2) えび、たこ、はまちなどの養殖事業をひろめる。そのために県営の種苗センターを新しく設けて、稚魚を養殖業者に供給する。
 - (3) 魚群探知機や無線機など、漁船装備の近代化を進める一方、根拠地に給油施設等を設ける。
 - (4) 漁獲物の価格向上をはかるため、たとえば味付の工場などの加工施設を作る。
 - (5) 有利な販売をするには、需要に応じて出荷できるように、出荷調整が必要ですが、そのための冷蔵トラック、鮮魚運搬船、製氷冷蔵施設などを作る。経営近代化のための事業は、以上五つの内容を含んでいます。
- 第一の漁場改良造成事業は市町村が事業主体となりますが、大型魚礁設置事業は県営で実施します。なお、経営近代化促進対策事業は、漁業協同組合がおもに事業主体となります。長期計画の総事業費はあわせておよそ七億八千万円で、いづれも国と県が補助金を出します。さらに、構造改善事業を円滑に進めるために、農林漁業金融公庫は、必要な資金の貸し付けを行います。本県の産業で一番おくれた部門である沿岸漁業にも、ようやく光がさしこんできたといえましょう。

1. 河川管理の適正を期するため、従来の適用河川、準用河川の制度を廃止して河川を水系別に一級河川及び二級河川に区分し、一級河川は、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系について、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきいた上、政令で指定し、二級河川は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係があるものについて関係市町村長の意見をきいた上、都道府県知事が指定することとした。
2. 河川の管理を、一級河川は建設大臣、二級河川は都道府県知事がそれぞれ管理し、河川管理の責任を明確にした。(河川管理者という。)
3. 河川の管理に要する費用については、原則として一級河川は国、二級河川は都道府県が管理することとし、このうち一級河川の改良工事に要する費用の、国と都道府県の費用負担や、二級河川の改良工事の国の負担率が定められた。その率は一級河川の場合国が三分の二、都道府県が三分の一、但し四十四年度までは四分の

- 三、二級河川は二分の一あてとなっているが、法律施行時に直轄工事中のものは、従前どおり三分の二を国が負担する。
 4. 流水占有料その他河川から生ずる収入については、従前どおり都道府県の収入としたこと。
 5. 一級、二級の河川に關係のない水系の河川で市町村長が指定したものは、河川管理の条文を準用して、河川管理を行なわせることができるようにした。
 6. 河川は公共物であるという性格を明記し、河川管理の原則を明らかにした。
 7. 河川区域については、河川の現状に即して、一定の要件に該当する区域、すなはち
- (イ) 河状(流水のあるところ)をなしている土地
- (ロ) 河川管理施設(堤防、護岸、床止等)の敷地
- (ハ) 堤防からみて、流水のある方の土地で河川管理者の指定した区域
- は、河川区域となって河川管理の適正を期する

広報資料としてもお使い下さい。